

那須塩原市気候変動適応センター設置要綱

令和2年3月26日告示第47号

改正

令和6年2月29日告示第43号

那須塩原市気候変動適応センター設置要綱

(設置)

第1条 気候変動適応法（平成30年法律第50号）第13条第1項の規定に基づき、那須塩原市気候変動適応センター（以下「適応センター」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 適応センターは、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言に関すること。

(2) その他気候変動適応に関すること。

(組織)

第3条 適応センターは、別表に掲げる課をもって構成する。

2 適応センターにセンター長及び適応推進責任者を置く。

3 センター長は環境戦略部長を、適応推進責任者は別表に掲げる課の課長をもって充てる。

4 センター長は、適応センターを代表し、その事務を総理する。

(作業部会の設置)

第4条 センター長は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、別表に掲げる課の中からセンター長が指定する課の職員で、当該課の課長が推薦するものをもって構成する。

(庶務)

第5条 適応センターの庶務は、環境戦略部カーボンニュートラル課において処理する。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、適応センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月15日告示第92号）

この告示は、令和4年7月15日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

総務部	危機管理課
環境戦略部	ネイチャーポジティブ課 カarbonニュートラル課 サーキュラーエコノミー課
保健福祉部	高齢福祉課 健康増進課
子ども未来部	子育て支援課 保育課
産業観光部	農務畜産課 商工振興課 ツーリズム推進課
建設部	都市計画課 都市建設課 保全管理課
上下水道部	管理課 整備課
教育部	教育総務課 学校教育課